

## 個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正案について

### 1. 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第24条の規定に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として定めるものに関する規則を定めるもの。

### 2. 改正案の概要

- 個人情報保護法第24条においては、外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、第23条第1項各号に掲げる場合を除くほか、原則としてあらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないこととされている。
- ただし、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」にある第三者に個人データを提供する場合については、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないという第24条の規定は適用されないこととされている。
- これに基づき、第39回個人情報保護委員会（本年6月16日）で審議・決定された「個人情報保護法第24条に係る委員会規則の方向性について」を踏まえ、これに即した外国を指定することとしたい。
- また、当該外国を定めるに当たっては、制度の枠組みが我が国と異なる等の状況が生じる可能性があるため、必要な条件を付することができることとする。

### 3. 今後の予定・施行期日

本改正案について、今後1か月間パブリックコメントの募集を行い、来年春頃を目途に公布・施行する。